

愛媛県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 日時

令和7年12月22日（月）午後1時30分から午後1時55分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 理事

古谷 崇洋（理事長）

徳永 繁樹（副理事長）

高橋 敏彦（常務理事）

岡原 文彰

武智 邦典

(2) 監事

加藤 章

坂本 浩

4 議題

(1) 議案

議案第1号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について

(2) 報告

報告第1号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出に係る予算補正の特例について

報告第2号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について

(3) その他

1 令和8年度本会役員を選任について

2 連合会の予算編成方針の取り扱いについて

5 議事の経過及びその結果

(1) 理事定数6名中5名の出席により、愛媛県国民健康保険団体連合会規約第33条の規定による成立宣言を行った。

- (2) 理事会の開催にあたり理事長から挨拶があった。
- (3) 本会規約第31条により、理事長が議長を務めた。
- (4) 議事に先立ち議事録署名者2名の指名を行い、全員異議なく承認された。
- (5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

議長 それでは議事に入る。議案第1号「令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合
会予算編成方針について」、事務局の説明を求める。

事務局 議案第1号「令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成について」、
次のとおり説明する。

1 連合会財政を取りまく状況と見通し

令和6年度の決算状況は、全ての会計を合わせて約8,000万円の黒字となっている。その原因は、適正な競争入札による委託費の執行減や、業務効率化による経費縮減、中途退職者の不補充等の人件費抑制による自助努力などが実を結んだと考える。

しかしながら、今後の連合会財政をとりまく状況は、人口減少や被用者保険の適用拡大により、国民健康保険の被保険者は依然として減少し続け、後期高齢者においても昭和22年から24年生まれの団塊世代が全て75歳に到達した後は、被保険者の伸びは鈍化していることから、後期高齢者の被保険者総数も早晩ピークを迎えると想定する。

そのため、国民健康保険と後期高齢者を合わせた審査支払手数料の総額は、令和7年度決算見込みでは既に減少に転じることが予想されており、財政状況は極めて厳しい状況である。

さらに、国民健康保険と被用者保険の審査支払を行うシステムについては、国保中央会・国保連合会、社会保険診療報酬支払基金がそれぞれ開発していたが、厚生労働省、支払基金、国保中央会の三者が本年9月に決定したシステム共同開発の基本方針では、共通のクラウドサービスによりレセプト電算処理システムから共同開発を開始し、それ以外の機能はシステムのモダン化（クラウドシフト）や技術革新を踏まえたAI活用の検討を行ったうえで開発を行うことが確定したため、令和9年度以降に新たな開発経費が必要となる見込みであり、その費用は保有するICT積立資産で対応する。

また、国保中央会の臨時総会で令和8年度以降の国保中央会負担金が決定したが、そのうち9割以上を占めるシステム負担金については、保守費用等の低

減を進めているものの、円安やベンダーの人件費単価高騰等により高止まり状況であり、令和8年度は前年度と比較して約540万円増となる約32,000万円が示されている。

国保中央会の負担金については、別冊「理事会議案書資料」の1頁をお願いする。

左から「負担金の種類」「令和6年度実績」「令和7年度予算」、「令和8年度」から「令和10年度」までの提示額を一覧にしている。

No.1からNo.9の「非システム関連負担金」は、特別審査や保健事業に要する経費であり、非システム関連負担金計を見ると、約1,500万円で推移している。

次にNo.10からNo.29は「システム関連負担金」となり、システム関連負担金計の令和7年度予算と令和8年度提示額を比較すると、本紙での説明のとおり、約540万円増となっているが、令和9年度と令和10年度の提示額については、システム最適化の効果により、令和8年度提示額と比較すると、2,500万円から3,000万円程度、減額される見込みとなる。

しかしながら、令和9年度以降については、先ほど説明した支払基金とのシステム共同開発の新たな開発経費が国保中央会負担金として求められる可能性があり、単純に減額にならないと考える。

2 予算編成における基本方針

説明した情勢から、今後も連合会財政は厳しい状況となるが、引き続き業務の効率化と経費の節減に努め、財源が不足する場合には、各会計で保有する財政調整積立資産を活用し、財政運営の安定化を図る。

以上を踏まえて「持続可能性」と「効率性」を確保し、「保険者支援」の一層の強化を図るため、次の三点を予算編成における基本方針とする。

(1) 持続可能な財政運営の確立

近年の人口減少などによる被保険者の減少を踏まえて、歳入構造の変化に対応した効率的な財政運営を行う。

(2) 業務効率化とシステム高度化の推進

業務プロセスの見直しやシステムの高度化を通じ、限られた人員体制でも安定的かつ高品質な業務運営を行う。

(3) 保険者支援の強化

デジタル技術を活用し、保険者ニーズに応じたサービスを提供することで、保険者、市町の事務負担軽減に貢献する。

3 一般負担金及び手数料について

以上の財政状況と基本方針から、令和8年度の一般負担金と手数料については、(1)一般負担金から(6)特定健診等データ管理システム手数料まで、令和7年度と同額とする。

また、別冊の「理事会議案書資料」の2頁には(1)一般負担金の内訳、3、4頁には手数料のほか、主な手数料の年度比較、経年推移を示す。

議長 議案第1号について、説明したが意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見等ないため、採決に入る。
議案第1号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (全員異議なし)

議長 異議なしのため、議案第1号は原案どおり決定した。以上で議案は全て終了した。

次に報告事項が2件ある。報告事項第1号、令和7年度予算補正関係について事務局より報告する。

事務局 報告第1号、令和7年度本会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)歳入歳出予算に係る予算補正の特例については、令和7年11月11日付、理事長専決処分により施行したので報告する。

説明は別冊の「理事会議案書資料」にて行う、資料の5頁をお願いする。

被保険者の資格喪失後の受診により発生する医療費の返還処理については、保険者間で相互に調整できる「保険者間調整」にて実施している。

今年度の調整では、当初の想定を超える高額な申請により、健康保険に返還する医療費の予算が不足するため、1,769.5万円の予算補正を実施した。

議長 只今の報告について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 質疑なしのため、報告第1号は終了した。
続いて、報告第2号、規程の一部改正について事務局より報告する。

事務局 報告第2号、本会職員の給与に関する規程の一部改正については、令和7年12月17日付、理事長専決処分により施行したので報告する。

説明は別冊の「理事会議案書資料」にて行う、資料の6頁をお願いする。

本会職員の給与・手当等は、愛媛県の「職員の給与に関する条例」等を準用しており、令和7年愛媛県人事委員会からの勧告に準じ、本会職員の給与に関する規程の一部改正を実施した。

給料表については若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引き上げの改正を令和7年4月1日の適用とし、通勤手当の支給額については使用距離の区分に応じた額の改正を令和7年4月1日の適用、自動車の駐車施設の利用料金の負担の新設は令和8年4月1日の適用とする。

また、期末及び勤勉手当の支給割合については、下線のとおり改正し、それぞれ、令和7年12月1日、令和8年4月1日の適用とした。

議長 只今の報告について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 質疑なしのため、報告第2号は終了した。
以上で、報告事項は全て終了した。
次に、その他として2件を一括して事務局より報告する。

事務局 その他 2点については「理事会議案書資料」にて説明する。

令和8年度本会役員を選任について、現役員の任期が令和8年3月31日をもって満了することから、協議中の内容を報告する。

役員を選任方法については「平成17年度通常総会における申合せ事項」に基づき、選出母体内において「次期役員選出市町の協議について」の協議内容に沿って協議をお願いしている。

この協議については「3今後の進め方」のとおり10月21日に国保主管課宛てに依頼した。

今後は、来年2月の理事会において、各選出母体から選出した候補者と、学識経験者の推薦理事候補者の選任の了承を戴き、同じく2月の通常総会におい

て次期役員を選任を戴くことになる。

その後、新年度の4月に、臨時理事会により、理事長、副理事長、常務理事を互選する運びとなる。

またその他として、役員は愛媛県が設置する、国民健康保険審査会の現役員の後任となる。

次に「理事会議案書資料」の12頁をお願いする。

「その他2」、連合会の予算編成方針の取り扱いについて説明する。

「予算編成方針の対応の見直し」として、本日の12月理事会にて議案として
いる「予算編成方針」だが、この方針は、連合会事務局において10月初旬から
着手する予算編成に活用していることから、来年度以降は事務局処務規程に従
い、9月下旬に理事長決裁により策定し、2月理事会における報告事項とした
い。

令和8年度以降の対応案としては、下線の部分が変更点となる。

理由として、方針には予算編成の参考となる審査支払手数料等を記載してい
るが、これをもって同手数料を決定するものではない。

また、方針は保険者が次年度予算策定の参考とするため、10月開催の主管課
長会議までに決定する必要がある。

なお、中・四国、九州の国保連合会の議事録が確認できる15県中、方針を理
事会に議案として上程している国保連合会は、3県のみである。

また、「12月理事会」は、例年、「予算編成方針」のほかに議案がほぼない
ことから、今後は議決を要する議案がある場合に限り開催したい。

「理事会議案書資料」の13頁をお願いする。

まず、事務処務規程の「理事長決裁事項」について、赤字で記載の「予算
の編成方針に関する」対応は、12月理事会の議案から、2月理事会での報告へ
と変更したい。

ついで、下の表の「近年の12月理事会での議案の状況」から、今後は定例
の議案が無い場合、本会規約の「理事会の決議事項」の下線のとおり、12月
の理事会については、「必要に応じて」開催したい。

議長 只今の説明について、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見なしのため、その他については終了する。

議長 その他、事務局より何かあるか。

事務局 (特になし)

議長 以上で議決事項等全て終了、理事から何かあるか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 他に意見、質疑がないため、以上で終了する。
ご協力ありがとうございました。